

## 他府県の「公益性要件」の設定基準

1 相対値基準		
経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合	実績判定期間における経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の占める割合が10%以上	大分県、埼玉県
2 絶対値基準		
寄附者の人数、寄附収入金額	実績判定期間中の各事業年度中の寄附金の総額が1,000円以上の寄附者が年平均100人以上	神奈川県
	実績判定期間中の年平均の寄附者数が50人以上（※過疎地域等の場合25人以上）かつ寄附収入金額が15万円以上	京都府
	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上	大分県
	3,000円以上の寄附が2年平均で50人以上	(三重県)
	年間1,000円以上の寄附者が年平均50人以上	(鳥取県)
	3,000円以上の寄附者が年平均50人以上であり、かつ寄附者数とボランティア(実人数)との合計が年平均100人以上	埼玉県
3 道民からの認知		
マスメディアの利用	県内の地方公共団体が発行する広報誌等を通じて実績判定期間の各事業年度において2回以上	大分県
	マスメディアを使つての情報発信回数が年2回以上	(三重県)
会報等の配付	実績判定期間において、法人の活動状況を、会報誌、インターネット(ホームページ等)などで積極的に公開(発行・更新頻度、年2回以上)	(鳥取県)
	会報誌等を県内の公共施設等に申出の日において5カ所以上設置	大分県、(三重県)
ホームページの更新	ホームページ(ブログも含む)の更新頻度年4回以上	(三重県)
	実績判定期間において、法人の活動状況を、会報誌、インターネット(ホームページ等)などで積極的に公開(発行・更新頻度、年2回以上)(再掲)	(鳥取県)
イベント開催数	県民を対象とした催物を実績判定期間の各事業年度において4回以上開催	大分県
	一般を対象としたセミナー、イベント等の活動を年4回以上	(三重県)
主催事業の参加人数	主催したセミナー、イベント等への一般参加者数が延べ100人以上/年	(三重県)
その他、地域住民等からの支持実績	実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する年度で、県内における法人の活動地域の住民等100人以上からの署名	神奈川県
	実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する年度で、100人以上の住民で構成される県内の自治会による推薦	神奈川県
	実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する年度で、物品等の寄附、場所の提供等	神奈川県
	実績判定期間の各事業年度において、法人の活動が住民等が求めている課題の解決に寄与するものであること。(100人以上の地域の住民等からの要望書等)	神奈川県
	社会課題への取組状況と地域活性化への貢献実績(自由記載)	(三重県)
	中間支援組織の場合、実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する年度で、支援団体30団体以上からの推薦等	神奈川県
	市町村の基準が県の基準と同等かそれ以上と認められる場合、県内の市町村が指定した法人	神奈川県、(鳥取県)
	無償ボランティアの活動時間	実績判定期間中の各事業年度中の月平均の総労働時間数が一定数以上
	実績判定期間中の平均の無償の労力の提供等の年間の延べ活動実績が200時間以上(※過疎地の場合100時間以上)	京都府

ボランティアスタッフ数	活動に携わったボランティアスタッフの実人数が年平均 50 人以上	(鳥取県)
	組織運営、セミナー、イベント等へのボランティアスタッフ参加数 延べ 100 人以上/年(但し、実人数で 10 人以上)	(三重県)
	寄附者とボランティア(実人数)との合計が年平均 100 人以上(再掲)	埼玉県
<b>4 他の主体との協働</b>		
行政やその他の主体との 協働実績	実績判定期間の各事業年度及び申出のあった日の属する年度 において、行政等及び企業等との協働、企業等からの助成に よる事業の実績(協働、助成、表彰、後援等)	神奈川県、
	地方公共団体又はその他の団体と協働した実績が実績判定期 間の各事業年度において 1 回以上	大分県、(三重県)、 (鳥取県)
	実績判定期間に地縁団体、国又は地方公共団体、その他地域 の課題解決に資する活動を行う団体と連携して行われ、又は 地縁団体等から支持されたもの	京都府
	自治体からの委託・補助等の実績年 1 回以上	(三重県)
	県や市町村等との協働実績(委託事業又は補助事業)が年平 均 2 件以上	埼玉県
行政や団体等からの表彰	実績判定期間及び申出の日を含む事業年度開始の日から申出の日 までの間に、関係する市町村、県、地縁団体等からの推薦又は表彰 を受けていること。	(鳥取県)
<b>5 活動を支える組織の成熟</b>		
特定非営利活動に係る事 業費	特定非営利活動に係る事業費が年間 150 万円以上	京都府
	実績判定期間の各事業年度において、特定非営利活動の支出 規模が、原則、総支出額の 2 分の 1 以上	神奈川県
会員数	実績判定期間中の平均の年間の会員数が 50 人以上(※過疎地 域の場合 25 人以上)	京都府
活動の実績	申出時点及び実績判定期間において、定款に記載された目的 に合った特定非営利活動に係る事業の活動をしていること。	神奈川県
	2 年以上の活動実績があること。	京都府、(鳥取県)
	実績判定期間の各事業年度において、法人の特定非営利活動 に係る事業の内容が、行政の計画、政策の効果を高める、或 いは不足を補うものであるなど、相互の間で地域課題の解決 に関する一定の方向性の一致があること。	神奈川県
	鳥取県の将来ビジョンに沿った取組を行っていること。	(鳥取県)
活動の継続性	人的体制、活動資金の見通し等(申出のあった事業年度も含 めた原則 5 年間の事業計画等)	神奈川県
	事業の継続が申出以後最初に到来する事業年度の初日から起 算して 5 年間見込まれること。	大分県
	府内において 5 年以上継続的に行われる見込み	京都府
	特定非営利活動について評価をすることを事業として行っ ているもので知事が定める者等の評価を受けることにより、活 動の内容を改善する仕組みを有すること。	京都府

※右欄のカッコ書きの府県名は、パブコメ段階の基準であること。